

2020年3月25日

新型コロナウイルスの感染拡大の影響による ガスならびに電気料金の特別措置について

武陽ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症に感染された皆さまや生活に影響を受けている皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

武陽ガス株式会社では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客様を対象として、お客様から当社に申し出があった場合には、下記の通りガスならびに電気料金の特別措置を講ずることといたします。

なお託送供給約款及び指定旧供給地点小売供給約款に関する特別措置は3月24日に関東経済産業局長へ「託送供給約款以外の供給条件」及び「指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件」の実施について認可申請を行い即日認可されたものです。

記

1. 適用対象

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の貸付を受け、お申し出いただいたお客様（社会福祉協議会からの貸付の決定通知書をご提示いただきます。）
- (2) 他ガス小売事業者と契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の貸付がされているお客様に対して当社供給区域にてガスの供給を行う託送供給依頼者

2. 特別措置の内容

2020年2月検針分（支払期限日が2020年3月25日以降となるもの）、3月検針分、4月検針分のガスならびに電気料金の支払期限をそれぞれ1ヶ月延長いたします。

3. 特別措置のお問い合わせ・お申込み先

- (1) お客様向け
営業部お客様サービス課
【電話】042-551-1621
【受付時間】平日（土日祝日を除く）8:30～17:30
- (2) 託送供給依頼者向け
供給部供給課
【電話】042-539-7109
【受付時間】平日（土日祝日を除く）8:30～17:30